対 比 表

平成18年5月15日

国土交通省河川局

雲出川水系工事実施基本計画	雲出川水系河川整備基本方針(案)
雲出川水系工事実施基本計画	雲出川水系河川整備基本方針(案)
目 次	目 次
1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 1 (1)流域及び河川の概要 1 (2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 5 ア 災害の発生の防止又は軽減 5 イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 7 ウ 河川環境の整備と保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

雲出川水系工事実施基本計画

雲出川水系河川整備基本方針(案)

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

雲出川水系は、その源を三重県一志郡の三峰山に発し、八手俣川等の各支 を合わせ、雲出古川を分派し、香良洲町において伊勢湾に注いでいる。

ける社会、経済、文化の基盤をなしており、本水系の治水と利水の意義はき人級河川である。 わめて大きい。

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

雲出川は、三重県の中部に位置し、その源を三重県津市と奈良県宇陀郡御杖 川を合わせ、一志町大仰において伊勢平野に出て、中村川、波瀬川等の支川¹村の県境に位置する三峰山(標高1,235m)に発し、八手俣川等の支川を合わ せながら東流し、伊勢平野に出て波瀬川、中村川等を合わせて、その後、 面積550km²に及ぶ本流域は、三重県(一部奈良県)に属し、中勢地区にお 雲出古川を分派して伊勢湾に注ぐ、幹川流路延長55km、流域面積550km²の一

> その流域は、三重県津市、松阪市及び奈良県御村村の2市1村にまたがり、流 域の土地利用は山地等が約55%、水田や畑地等の農地が約34%、宅地等の市街 |地が約11%となっている。流域の平野部は肥沃な土壌に恵まれ、一志米の産地 として稲作が盛んに行われているとともに、上流部では杉を中心とした林業 |が盛んである。流域内には、伊勢自動車道、国道23号、近鉄山田線、JR名 |松線等この地方の根幹をなす交通網の拠点があり、伊勢自動車道、国道23 号の開通により工業立地や観光化が進んでいること、古くから大和と伊勢を |結ぶ交通の要衝であったことから向 山古墳等の史跡が多く存在するなど、こ の地域における社会・経済・文化の基盤を成している。また、流域の上流部は 室生赤目青山国定公園や赤目一志峡県立自然公園等の豊かな自然環境・河川景 |観に恵まれていることから、本水系の治水・利水・環境についての意義は極め て大きい。

> 雲出川流域は、典型的な扇状地形をなし、雲出川の蛇行した流れは浸食と堆 積を繰り返し、河岸段丘や沖積平野を形成している。

芸山川小糸工事夫施基本計画と芸山川小糸川川登伽基本方針(条)の対比衣 				
雲出川水系工事実施基本計画	雲出川水系河川整備基本方針(案)			
	流域の地質は、上流部に花崗岩が広がり領家変成岩類の貫入がみられる。中 流部は一志層群の砂岩や礫岩類、下流部は沖積層が広がっている。			
	流域の気候は、年平均気温は16℃程度で、全体的に温暖な気候を示している。 流域内の平均年間降水量は山間部で2,200mm を超え、平野部では約1,600mm ~1,800mm となっている。			
	源流から八手俣川合流付近までの上流部は、ブナの自然林やスギ、ヒノキ等の人工林による山林地が大半を占めて、オオムラサキ、ギフチョウ等の貴重な昆虫類やクマタカ等の鳥類が生息する豊かな自然環境である。また、清澄な渓流には、ムカシトンボ、オオダイガハラサンショウウオ、アマゴ、カジカ等が生息している。			
	八手俣川合流付近から高野頭首工までの中流部は、アカマツ林、コナラ、クリ、スギ、ヒノキ等の人工林やシイ、カシの崩芽林等が存在し、その間を流れる雲出川は大きく蛇行し、瀬、淵が連続して川面と渓谷が鮮やかな渓谷美を織りなす亀ヶ広や家城ライン等の景勝地を創りだしている。また、森林にはオオタカ等の鳥類、水辺には国の天然記念物であるネコギギやアユ等の魚類をはじめ、ヤマセミ、カワセミ等の鳥類が生息している。			
	高野頭首工から河口までの下流部は、伊勢平野の広大な田園地帯が広がり、本川の河岸には広い高水敷にオギ群落、セイタカアワダチソウ群落等の高茎草本群落、ムクノキ・エノキ群落等の樹林が分布し、エナガ、コゲラ、ヒョドリ等が生息しているほか、サギ類の集団繁殖地にもなっている。			

雲出川水系工事実施基本計画

雲出川水系河川整備基本方針(案)

雲出川水系の治水事業は、昭和34年9月洪水(伊勢湾台風)にかんがみ、昭 雲出川の本格的な治水事業は、昭和31年に大正橋の計画高水流量を4.200m 和36年に雲出橋における基本高水のピーク流量を $5.000 \,\mathrm{m}^3/\mathrm{sec}$ とし、このうち $^{13}/\mathrm{s}$ とし、三重県により局部的な改修工事が着手された。 君ヶ野ダムにより500m³/sec を調節して計画高水流量を4.500m³/sec とする計 その後、未曾有の被害をもたらした昭和34年9月の伊勢湾台風を契機として、 画を決定し、改修に着手したことに始まる。

きた。

しかしながら、本流域の社会的、経済的発展及び昭和57年に計画規模を上 回る大出水が生じたことにかんがみ、昭和61年3月、計画を全面的に改定し、一画を策定し、堤防の新設、拡築及び護岸整備等を実施した。 現計画を決定した。

雲出川及び雲出古川の河口部の干潟は、アイアシやハマボウ、シオクグ、ハ ママツナ等の塩生植物が生息している。また、水域では、チチブ、マハゼ等の 汽水魚、海水魚が生息しているとともに、カモ類の集団越冬地なっているほか、 シギ・チドリ類の渡りの中継地となっている。また、アサリ漁や潮干狩り等が 行われている。

|昭和36年から直轄事業として基準地点雲出橋における基本高水のピーク流量を その後、新河川法の施行に伴い、昭和41年に、それまでの計画を踏襲した 5.000m³/s とし、このうち上流ダムにより500m³/s を調節し、計画高水流量を4. 工事実施基本計画を策定し、堤防の新設及び拡築、護岸の設置等を実施して 500m³/s とする計画を策定した。その後、三重県は昭和40年に本体工事に着手 した君ヶ野ダムを昭和47年に完成させた。

昭和41年には一級河川の指定に伴い、従前の計画を踏襲する工事実施基本計

昭和46年8月及び9月洪水、昭和49年7月洪水、昭和57年8月洪水等の相次ぐ出 水が発生し、特に、昭和57年8月洪水では本川大仰地点及び支川中村川島田橋 | 地点で計画高水流量を上回る流量を記録し、甚大な被害が発生したことから、 |昭和61年に工事実施基本計画を改定した。雲出橋地点における基本高水のピー | ク流量を8,000m³/s とし、上流ダム群及び遊水地で1,900m³/s を調節して計画高 |水流量を6.100m³/s とした。支川中村川の小川橋地点における基本高水のピー ク流量を1.400m³/s とし、上流ダムで300m³/s を調節して計画高水流量を1.100m 『/s とした。支川波瀬川の八太新橋地点における基本高水のピーク流量を580m³/s とし、放水路で110m³/s 調節して計画高水流量を470m³/s とする計画とした。昭 和49年には直轄区間を中村川で3.3km、波瀬川で2.5km 延伸した。

雲出川水系工事実施基本計画	雲出川水系河川整備基本方針(案)
雲出川水系工事実施基本計画 一方、利水面についてみれば、現在約5,000ha に及ぶ耕地かんがいのため	雲出川水系河川整備基本方針(案) 雲出川及び雲出古川の河口部では、昭和28年の台風13号による高潮災害を受け、海岸災害防止事業として国が三重県から委託を受け高潮堤防を概成させた。また、昭和34年の伊勢湾台風を契機に、伊勢湾等高潮対策事業を三重県が実施し、昭和38年に高潮堤防が完成した。 雲出川流域においては、平成15年には東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、これまでに河口部において堤防の耐震対策を実施している。 河川水の利用に関しては、農業用水として約4,400haの農地でかんがいに利用され、津市の水道用水として利用されているとともに、君ヶ野ダムから津市
に利用されている。	水質については、雲出川では河口から両国橋までは A 類型、両国橋上流が AA 類型、支川中村川では A 類型である。近年において両国橋上流では、BOD75
	河川の利用状況については、上流部は若宮八幡宮の 禊 ぎの滝として、中流 部では家城ライン等の渓谷美を楽しむ景勝地として、市街地に隣接する下流部 は高水敷を利用した運動公園として利用されている。

雲出川水系工事実施基本計画

雲出川水系河川整備基本方針 (案)

の維持に十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画に基づき、しばしば|開する。 水害の発生している地域についての対策に重点を置いて次の施策を実施する ものとする。

る災害の防除を図るため、高潮対策事業を実施する。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河 雲出川水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域 川改修の現状、砂防・治山工事の実施の状況、水害発生の状況、河川の利用|住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図る。また、奥一志峡に代表さ の現状(水産資源の保護及び漁業を含む。)及び河川環境の保全を考慮し、まれる自然豊かな環境を保全、継承するとともに、地域の個性と活力、流域の歴 た、関連地域の社会、経済の発展に即応するよう中部圏開発整備計画等との|史や文化が実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認 調整を図り、かつ、土地改良事業等の関連工事及び既存の水利施設等の機能│識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展

このような考え方のもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、砂防や 保全に関しては、下流の洪水被害を軽減するために、既設君ヶ野ダムのほ「治山工事の実施状況、水害の発生状況、河口付近の海岸の状況、河川の利用の か上流ダム群を建設するとともに、下流部に遊水地を建設する。洪水の安全 現状(水産資源の保護及び漁業を含む)、流域の歴史、文化並びに河川環境の な流下を図るため、築堤、掘削、護岸、水制等を行うとともに、波瀬川にお【保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう環境基 いて、放水路の建設を行う。また、内水被害を軽減するため、被害の著しい|本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業や下水道事業等の関連事業及び 地域において、内水対策を実施するとともに、河口部においては、高潮によ 既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画 |のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合 的な保全と利用を図る。

> 治水・利水・環境にわたる健全な水循環系の構築を図るため、流域の水利用 の合理化、下水道整備等について、関係機関や地域住民と連携しながら流域ー 体となって取り組む。

> 河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正 常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機 |能を十分に発揮できるよう適切に行う。また、上流から海岸までの総合的な土

雲出川水系工事実施基本計画	雲出川水系河川整備基本方針(案)	
	砂管理の観点から、流域における土砂移動に関する調査研究に取り組むとともに、安定した河道の維持に努める。 ア 災害の発生の防止又は軽減 災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、 本川及び支川中村川において流域内の洪水調節施設により洪水調節を行う。その際、関係機関と調整しながら既存施設の有効活用等を図るとともに、本川の	
	中村川合流点から長野川合流点付近までの区間において洪水調節を行う。また、 雲出川の多様な自然環境に配慮しながら、堤防の新設、拡築及び河道掘削、取 水堰の改築により河積を増大させ、護岸等を施工し、計画規模の洪水を安全に 流下させる。流下阻害の一因となっている取水堰の改築については、関係機関 と調整、連携を図りながら適切に実施する。	
	洪水調節施設、堤防、排水機場、樋門等の河川管理施設の機能を確保するため、巡視、点検、維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持しつつ、施設管理の高度化、効率化を図る。	
	なお、内水排除のための施設については、排水先の河川の出水状況等を把握 し、適切な運用を行う。	
	河道内の樹木については、樹木の阻害による洪水位への影響を十分把握し、 河川環境の保全に配慮しつつ、洪水の安全な流下を図るために計画的な伐採等 の適正な管理を実施する。	

雲出川水系工事実施基本計画と雲出川水系河川整備基本方針(案)の対比表 雲出川水系工事実施基本計画 雲出川水系河川整備基本方針 (案) 雲出川流域は、「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されており、 |地震による津波への対応等の地震防災を図るため、堤防の耐震対策や構造物の 適正な機能維持等を講じる。 また、計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発 生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう、必要に応じ た対策を実施する。 洪水等による被害を極力抑えるため、既往洪水の実績等も踏まえ、洪水予報 |及び水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び| 警戒避難体制の充実、土地利用計画や都市計画との調整等、総合的な被害軽減 |対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。さらに、ハザードマップの |作成支援、地域住民も参加した防災訓練等により災害時のみならず平常時から の防災意識の向上を図る。 本川及び支川の整備にあたっては、河口付近に人口・資産が集積しているこ とを踏まえ、この地域を氾濫域とする区間の整備の進捗を十分考慮して、これ より上流の河道の整備を進める等、本支川及び上下流バランスを考慮し、水系 一貫した河川整備を行う。 イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 利用に関しては、中勢地区の発展に伴う諸用水の需要の増大に対処し、水 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、今後とも関係機 資源の広域的かつ合理的な利用の促進を図るため、既設君ヶ野ダムのほか上「関と連携して水利用の合理化を促進するなど、都市用水及び農業用水の安定供

給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量の維持に努める。また、渇水 等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備する

流ダム群を建設する。

去田川ホポエ争天旭を不可画し去田川ホポバガ川正備を不力到(未)の対比技				
雲出川水系工事実施基本計画	雲出川水系河川整備基本方針(案)			
	とともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化などを関係機関及び水利使用者 等と連携して推進する。			
さらに、河川環境の計画的な保全と整備を図る。	ウ 河川環境の整備と保全 河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の人々と雲出川との関わりを考慮しつつ、雲出川の流れが生み出した良好な自然環境と河川景観を保全し、多様な動植物の生息・生育する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。このため、流域の自然的、社会的状況を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。			
	動植物の生息地、生育地の保全については、自然植生が繁茂する広い高水敷 や河口部に干潟を持つ雲出川の特徴をふまえ、多様な動植物の生息・生育環境 の保全に努める。			
	また、関係機関と調整しながら、魚道等の整備を図り、縦断的な生息環境の確保に努める。			
	良好な景観の維持・形成については、治水との整合を図りつつ、大きな蛇行と瀬や淵が連続する河川景観や、渡り鳥の中継地として利用されている河口部 干潟の河川景観の保全に努めるとともに、沿川の市街地における憩いの場である水辺の景観の維持・形成に努める。			

芸田川小糸工事夫他基本計画と芸田川小糸川川登伽基本方軒(条)の対比衣			
雲出川水系工事実施基本計画	雲出川水系河川整備基本方針(案)		
	人と河川との豊かなふれあいの確保については、地域住民等の身近な憩いとやすらぎ、多様なレクリエーション、環境教育及び古来からの歴史と文化のある雲出川と人々の深い歴史を感じさせる空間として、自然環境との調和を図りつつ、適正な河川の利用を図り、人と川との関係の再構築に努める。		
	水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道事業等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、良好な水質の維持に努める。		
	河川敷地の占用及び許可工作物の設置・管理については、動植物の生息・生育環境の保全、景観の保全に十分に配慮するとともに、多様な利用が適正に行われるよう、治水・利水・河川環境との調和を図る。		
	また、環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映させる。		
	地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理を推進する。そのため、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図るとともに、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進する。		
	上流部においては、ムカシトンボやオオダイガハラサンショウウオ、アマゴ、カジカ等が生息する良好な渓流環境の保全に努める。 中流部においては、ネコギギ、アユやカワヨシノボリ等が生息する瀬や淵の 保全に努める。		

雲出川水系工事実施基本計画 雲出川水系河川整備基本方針 (案) 下流部では、アユ等の生息場、産卵場として機能している連続する瀬・淵環 境の保全に努める。また、アユ等の回遊性魚類について、縦断的な生息環境の |確保を図る。さらに、サギ類の休息地等として機能する河道内の樹林について は、治水との整合を図りつつ、保全に努める。 雲出川及び雲出古川の河口部においては、シギ、チドリ類の渡り鳥の中継地、 |潮干狩りの場として活用されている干潟やオオヨシキリ等の繁殖地となるヨシ 原等の保全に努める。 2. 河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項 2. 河川整備の基本となるべき事項 (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項 (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 イ. 雲出川 基本高水は、昭和34年9月洪水、昭和40年9月洪水、昭和57年8月洪水等の既 基本高水のピーク流量は、昭和34年9月洪水、昭和40年9月洪水、昭和57年8|往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点雲出橋において8,00 月洪水等を主要な対象洪水として検討した結果、基準地点雲出橋において8.0 0m/s とし、このうち流域内の洪水調節施設により1.900m/s を調節して河道へ 00 m³/sec とする。 の配分流量を6.100㎡/s とする。 このうち、既設君ヶ野ダム等の上流ダム群及び遊水地により1,900m³/sec を 調節することとし、河道への配分流量は6.100m³/secとする。 口. 中村川 基本高水のピーク流量は、昭和34年9月洪水、昭和49年7月洪水、昭和57年8 月洪水等を主要な対象洪水として検討した結果、基準地点小川橋において、1. 400m³/sec とする。

雲出川水系工事実施基本計画

雲出川水系河川整備基本方針 (案)

このうち、上流ダムにより300m³/sec を調節することとし、河道への配分流量は1.100m³/sec とする。

ハ. 波瀬川

基本高水のピーク流量は、昭和34年9月洪水、昭和46年9月洪水、昭和57年8 月洪水等を主要な対象洪水として検討した結果、基準地点八太新橋において、 580m³/sec とする。

このうち、放水路により110m³/sec を調節することとし、河道への配分流量は470m³/sec とする。

基本高水のピーク流量等一覧表

		基本高水の	ダム等による	河道への
河川名	基準地点	ピーク流量	調節流量	配分流量
		(m³/sec)	(m³/sec)	(m³/sec)
雲出川	雲 出 橋	8, 000	1, 900	6, 100
中村川	小川橋	1, 400	300	1, 100
波瀬川	八太新橋	580	110	470

基本高水のピーク流量等一覧表

		基本高水の	洪水調節施設	河道への
河川名	基準地点	ピーク流量	による調節流量	配分流量
		(m^3/s)	(m^3/s)	(m^3/s)
雲出川	雲 出 橋	8, 000	1, 900	6, 100

雲出川水系工事実施基本計画

雲出川水系河川整備基本方針 (案)

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

イ. 雲出川

て3.600m³/sec とし、河口まで同流量とする。

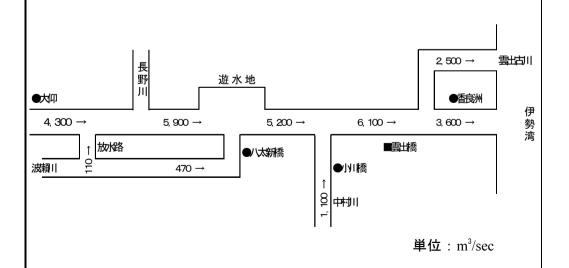
口. 中村川

計画高水流量は、小川橋において1.100m³/secとする。

八. 波瀬川

計画高水流量は、八太新橋において470m³/secとする。

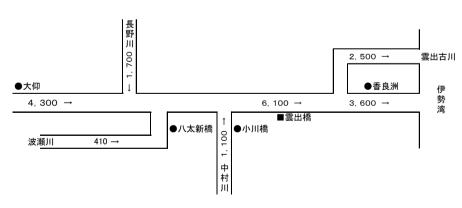
雲出川計画高水流量図



(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、大仰において4.300㎡/sec とし、中村川、波瀬川等からの 計画高水流量は、大仰地点において4.300㎡/s とし、長野川、波瀬川、中村 |流入量に遊水地による洪水調節効果を見込み、雲出橋において6.100m³/secと│川等からの流入量を合わせ、雲出橋において6.100m³/s とする。その下流にお する。さらに、その下流で雲出古川に2,500m³/sec を分派して、香良洲においいては、雲出古川に2,500m³/s を分派し、香良洲において3,600m³/s とし、その 下流では河口まで同流量とする。

雲出川計画高水流量図



単位: m³/s

雲出川水系工事実施基本計画

雲出川水系河川整備基本方針(案)

- 3. 河川工事の実施に関する事項
- (1) 主要な地点における計画高水位、計画横断形その他河道計画に関する 重要な事項
- イ. 計画高水位

本水系の主要な地点における計画高水位は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位一覧表

河川名	地点名	河口または	計画高水位	摘 要
		合流点から	T. P. (m)	
		の距離(km)		
雲出川	須賀瀬	8. 4	10. 42	
"	雲出橋	4. 0	6. 95	
"	香良洲	1. 6	4. 20	
"	河口	0. 0	※ 2.84	計画高潮堤防高
				5. 50m
雲出古川	川原	1. 6	4. 49	
"	河口	0. 0	※ 2.84	計画高潮堤防高
				5. 50m
波瀬川	八太	雲出川合流点から	14. 96	
		2. 0		
中村川	天花寺	雲出川合流点から	9. 98	
		1.6		

(注)※:計画高潮位

T. P.: 東京湾中等潮位

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口または合流点 からの距離(km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)
雲出川	大仰	17. 6	24. 24	120
	雲出橋	4. 0	7. 01	390
	香良洲	1. 6	4. 21	300
中村川	小川橋	雲出川合流点から	9. 74	140
波瀬川	八太新橋	雲出川合流点から	14. 40	70

注 T.P.:東京湾中等潮位

雲出川水系工事実施基本計画

雲出川水系河川整備基本方針 (案)

(3) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

本川の舞出から下流の既得水利は、農業用水約0.7m³/sec である。

これに対し、舞出における過去16箇年の平均渇水流量は2.6m³/sec、平均低水量は5.4m³/sec である。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、利水の現況、河川環境、 漁業等を考慮して定める必要があり、これらについてさらに調査検討の上、 決定するものとする。

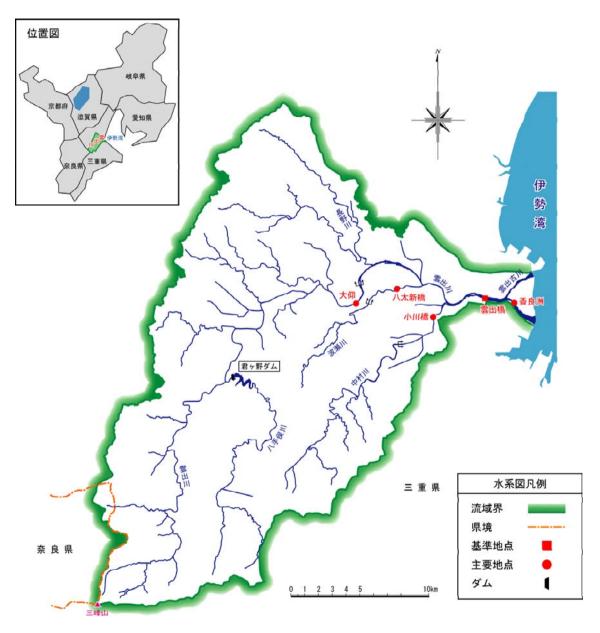
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

雲出川における既得水利としては、舞出地点から下流において、農業用水として約0.3㎡/sの許可水利とかんがい面積約90haの慣行水利である。

これに対して、舞出地点における過去32年間(昭和47年~平成15年)の平均 渇水流量は約1.57㎡/s、平均低水流量は約3.9㎡/s である。

舞出地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、 利水の現況、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮し、非かんがい期にお ける魚類の産卵時期は概ね2.5㎡/s、その他の時期は概ね1.0㎡/s とする。

なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該水量は増減するものである。



(参考図) 雲出川水系図